

16. 物質関連障害および嗜癖性障害群

・修正日:2018.6.15
・作成者:谷口 秀樹

DSM-4 では**物質関連障害**のみでしたが、DSM-4 では**他のどこにも分類されない衝動制御の障害**に分類されていた**ギャンブル障害(病的賭博)**が、この分類に含められました。

①. 物質関連障害

- * DSM-4 では、最初に**対象物質と共に診断(依存、乱用、中毒、離脱)**の表があり、個々の物質関連障害の前に**共通診断**の記載がありました。DSM-5 では、表と**共通診断**の項目が無くなり、**個々の物質関連障害の診断項目のみ**となっています。
- * **個々の物質関連障害の診断項目**の詳細は省略し、下表に物質名と対象となる障害の概要をまとめ、備考として、DSM-4 との違いと各物質の補足説明を記載しています。
- DSM-4 と DSM-5 の主な違いは、以下のとおりです。
 - ・**カフェイン、大麻、幻覚剤**の離脱などの障害の記述が追加されました。
 - ・DSM-4 の**ハシ類**の表記が**北オホ**に、ニコチンの表記が**タバコ**に変わっています。
 - ・DSM-4 では別々に記載されていた、**アンフェタミン**と**コカイン**が、**精神刺激薬**として一つにまとめられています。

No.	物質	使用障害	中毒	離脱など	備考
1	アルコール	4/5	4/5	4/5	DSM-4 と変化なし。
2	カフェイン		4/5	5	DSM-4 と変化なし。
3	大麻	4/5	4/5	5	
4	幻覚剤	4/5	4/5	5	フェンタクリジン*注1および他の幻覚剤。
5	吸入剤	4/5	4/5		炭化水素(シナ-など)
6	北オホ	4/5	4/5	4/5	モルヒネなどの麻薬性鎮痛剤。 * DSM-4 ではハシ類に分類。
7	鎮静剤、睡眠薬 または抗不安薬	4/5	4/5	4/5	
8	精神刺激薬	4/5	4/5	4/5	アンフェタミン、コカインなど。 * DSM-4 ではアンフェタミンとコカインが個別記載されていました。
9	タバコ	4/5		4/5	DSM-4 ではニコチンで記載。

* 注1:フェンタクリジンとは解離性麻酔薬と呼ばれるもので、麻酔薬としての安全性は高いが、覚醒時の妄想や暴力的興奮などの副作用から、使用が断念され、代替品としてケタミンが開発されている。

②. ギャンブル障害

- ・過去12か月以内に持続的かつ反復的に問題賭博行動を繰り返す障害です。
- * DSM-4 では、病的賭博の名称で**他のどこにも分類されない衝動制御の障害**に分類されていました。

以上